

世田谷区特別養護老人ホーム介護職員宿舎借り上げ支援事業（概要）

＜目的＞

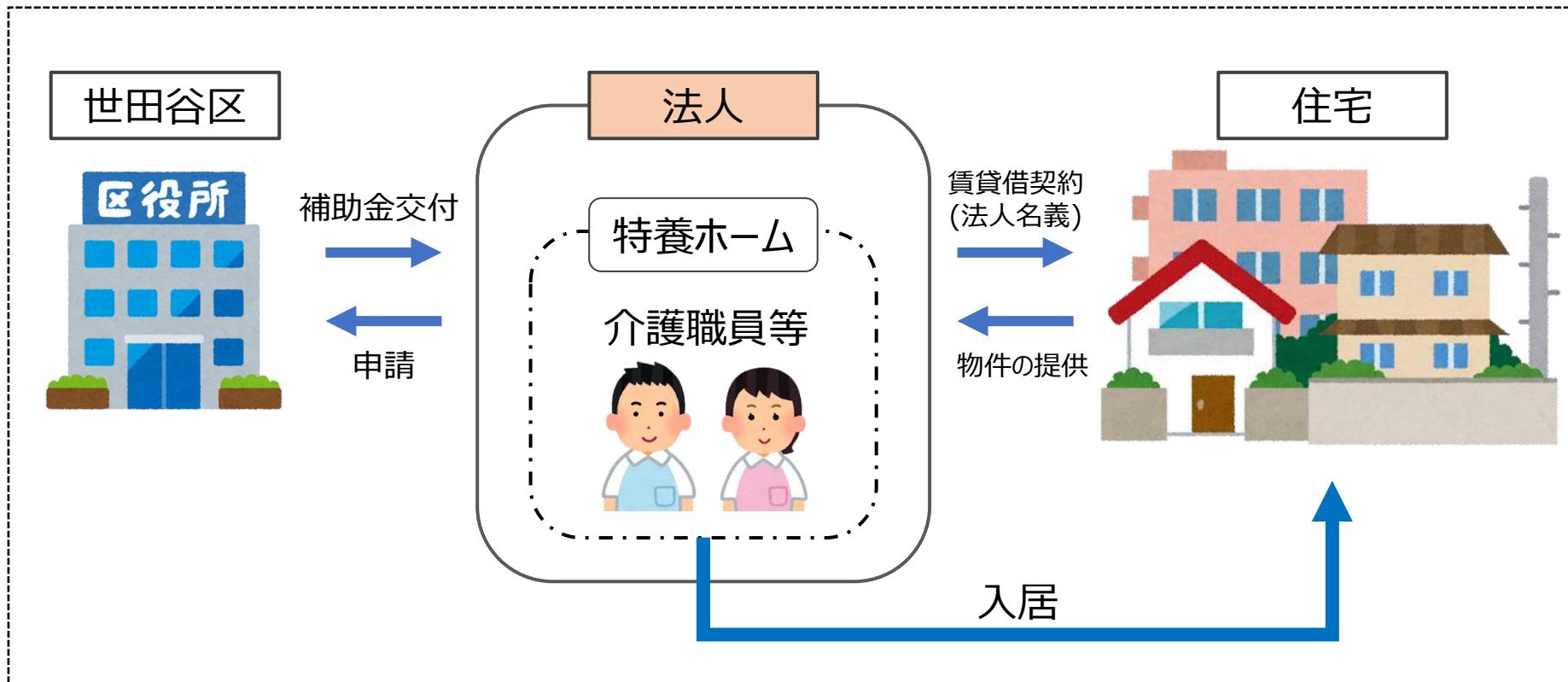
区内特養ホームに勤務する介護職員等の住まいの確保を支援することで、福祉・介護職員の確保定着を図る

＜事業の内容＞

- 1 対象事業所 区内特別養護老人ホーム（地域密着型含む）
- 2 対象宿舎 法人が賃貸借契約を結んでいる宿舎
- 3 対象入居者 直接雇用されている介護職員、看護職員、生活相談員、作業療法士、栄養士、機能訓練指導員、介護支援専門員、医師（常勤職員）
- 4 補助経費 対象法人が支出した宿舎借り上げに係る経費（当該年度4月1日以降の賃料、共益費、礼金、更新料等）。なお、本人から負担金を徴収する場合は、当該金額を差し引く。
- 5 補助要件 原則として1事業所4戸を上限とし、一人あたり10年間までとする。
※ただし、都事業の要件を満たす宿舎については、都事業の利用可能戸数を全戸利用することを前提とする。
- 6 補助基準額 1戸あたり、月額8万2千円まで
- 7 補助率 7／8（10円未満切り捨て）

世田谷区特別養護老人ホーム介護職員宿舎借り上げ支援事業（概要）

＜事業イメージ＞



※ 7年度より、補助金交付時期が年度途中(10～11月頃)と年度末(3月頃)の2回に変わりました。変更に伴い、申請方法が昨年度から変わっていますので、ご注意ください。

世田谷区特別養護老人ホーム介護職員宿舎借り上げ支援事業（概要）

＜補助金の計算方法＞

補助率を乗じる前に職員負担額を差し引くため、法人負担額は必ず発生します。

(例①) 家賃70,000円の全額を法人が負担している場合



家賃
70,000円

=

助成対象経費
70,000円

補助率7/8



助成額	法人負担額
61,250円	8,750円

(例②) 家賃70,000円のうち、入居者から宿舎利用料を徴収している場合



家賃
70,000円



職員負担額
25,000円

=

助成対象経費
45,000円

補助率7/8



助成額	法人負担額
39,375円	5,625円

(例③) 補助金対象経費が補助金基準額(82,000円)を超過している場合



家賃
120,000円



職員負担額
20,000円

=

助成対象経費
100,000円

助成基準額
82,000円
18,000円 基準額超過分は法人負担

補助率7/8



助成額
71,750円
法人負担額 28,250円